

北米にみる年金制度の安定性

ーベビーブーマーの受給開始と年金財政ー

年金数理部会セミナー2008

平成20年7月31日(木)

野村総合研究所

坂本 純一



はじめに

問題意識

- **年金制度の安定性**

((注)「平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」(平成18年1月)年金数理部会38ページ)

- 保険料水準固定方式の場合

給付水準が急激に引き下げられるおそれや、老後の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと

- 給付先決め方式の場合

保険料率が急激に引き上げられるおそれや、負担が過大なものとなるおそれのないこと

- **アメリカとカナダは「安定性」について対照的**

- 両者ともにベビーブーマーが引退を開始する

- 制度の特色を調べ今後のわが国の制度運営への示唆を考える

日本、カナダ、アメリカの 期間合計特殊出生率の実績推移

年	日本	カナダ	アメリカ
1950-1955	2.75	3.65	3.45
1955-1960	2.08	3.88	3.71
1960-1965	2.02	3.68	3.31
1965-1970	2.00	2.61	2.55
1970-1975	2.07	1.98	2.02
1975-1980	1.81	1.73	1.79
1980-1985	1.76	1.63	1.83
1985-1990	1.66	1.62	1.92
1990-1995	1.49	1.69	2.03
1995-2000	1.39	1.56	1.99
2000-2005	1.29	1.52	2.04

(資料) UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

(参考) アメリカは2007年の年間出生数が史上最高(4,315千人)を記録(ヒスパニック系が特に増加)

日本、カナダ、アメリカの 平均寿命の実績推移

年	男女平均			男子			女子		
	日本	カナダ	アメリカ	日本	カナダ	アメリカ	日本	カナダ	アメリカ
1950-1955	63.9	69.1	68.9	61.6	66.8	66.1	65.5	71.7	72.0
1955-1960	66.8	70.6	69.7	64.3	67.7	66.6	68.8	73.3	72.9
1960-1965	69.0	71.4	70.0	66.7	68.5	66.8	71.7	74.6	73.5
1965-1970	71.1	72.0	70.4	68.8	69.0	66.8	74.1	75.7	74.1
1970-1975	73.3	73.2	71.5	70.6	69.6	67.8	75.9	76.7	75.4
1975-1980	75.5	74.2	73.3	72.7	70.8	69.5	78.0	78.2	77.2
1980-1985	76.9	75.9	74.1	74.2	72.5	70.8	79.7	79.5	77.9
1985-1990	78.3	77.0	74.7	75.5	73.7	71.5	81.3	80.3	78.4
1990-1995	79.5	77.9	75.3	76.2	74.8	72.2	82.4	81.0	78.9
1995-2000	80.5	78.7	76.5	77.1	75.9	73.6	83.8	81.4	79.3
2000-2005	81.9	79.8	77.4	78.3	77.3	74.7	85.2	82.3	80.0

(資料) UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

日本、カナダ、アメリカの 65歳以上人口割合の実績と見通し

年	日本	カナダ	アメリカ
1950	4.9%	7.7%	8.3%
1955	5.3%	7.7%	8.8%
1960	5.7%	7.5%	9.2%
1965	6.2%	7.7%	9.5%
1970	7.1%	7.9%	9.8%
1975	7.9%	8.5%	10.5%
1980	9.0%	9.4%	11.2%
1985	10.3%	10.3%	11.7%
1990	12.0%	11.3%	12.2%
1995	14.6%	12.0%	12.4%
2000	17.2%	12.6%	12.3%
2005	19.7%	13.1%	12.3%
2010	22.5%	14.2%	12.8%
2015	26.2%	16.1%	14.1%
2020	28.4%	18.4%	15.8%
2025	29.5%	20.9%	17.8%
2030	30.6%	23.2%	19.4%
2035	32.3%	24.3%	20.2%
2040	34.9%	24.9%	20.5%
2045	36.6%	25.3%	20.6%
2050	37.7%	25.7%	21.0%

(資料) UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

日本、カナダ、アメリカの 国際人口移動(入国超過数)の状況

国名	2000年－2005年における 平均国際人口移動(入国超過数) (A)	2003年における人口 (B)	(A)/(B)
日本	54千人	127,659千人	0.04%
カナダ	208千人	31,632千人	0.66%
アメリカ	1,299千人	293,837千人	0.44%

(資料)UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

(注)2007年7月1日現在のアメリカの人口は308,675千人である



アメリカ編

制度の概要

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 適用

- 収入のある者(自営業者を含む)
 - 軍人にも適用される
- 適用除外
 - 州や市町村等の公務員でOASDIを選択しなかった者
 - (注)現在州政府のうち7州がOASDIの適用を選択していない。(アラスカ、コロラド、ルイジアナ、メイン、マサチューセッツ、ネバダ、オハイオ)
 - 1984年1月前に採用された連邦公務員
 - 一定の要件を満たす宗教団体の聖職者・職員

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(1)

- 老齢給付に焦点を当てる
- 受給資格期間: 一定の金額以上の収入があった四半期(QC; credit)が40以上あること
 - 一定の金額: USD1,050(四半期; 2008年)
 - 受給資格期間を月数で定めず、四半期にしたのは事業主からの報告が四半期ごとだったため(1978年まで; 現在は一年毎)
(注)SSAとしては当該四半期において毎月保険料が納められていたのか否かが把握できない。
 - このため10年の保険料拠出期間があるのに受給資格が得られないケースもある
- 支給開始年齢
 - 現在67歳に向けて引き上げ中
 - ・2003年から6年かけて66歳に引き上げ
 - ・2021年から6年かけて67歳に引き上げ
 - ・2008年現在は66歳

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(2)

- 年金額は次のステップで算定される
 - －再評価後平均収入月額(AIME)の算定
 - －基本保険額(PIA)の算定
- AIMEの算定
 - ①過去の毎年の収入額を並べる
 - －収入上限を超える場合は収入上限に置き換える
 - －収入上限:USD102,000(2008年)・・・毎年賃金上昇率で改定
 - －収入の無かった年はゼロを並べる
 - ②それぞれの年の収入金額を賃金再評価する
 - －60歳の年までを賃金スライド
 - －60歳以降の年の収入は再評価しない
 - ③②の再評価後の収入金額のうち多いものから35年分の金額を取り出す
 - ④③の35年の収入金額の平均を作り12で割る=AIME

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(3)

● PIA

—二つのバンドポイント(P,Q; $P < Q$)

—Pは平均賃金月額の22パーセントに設定される

(注)2008年に62歳に到達する者に対してはUSD711

—Qは平均賃金月額の131パーセントに設定される

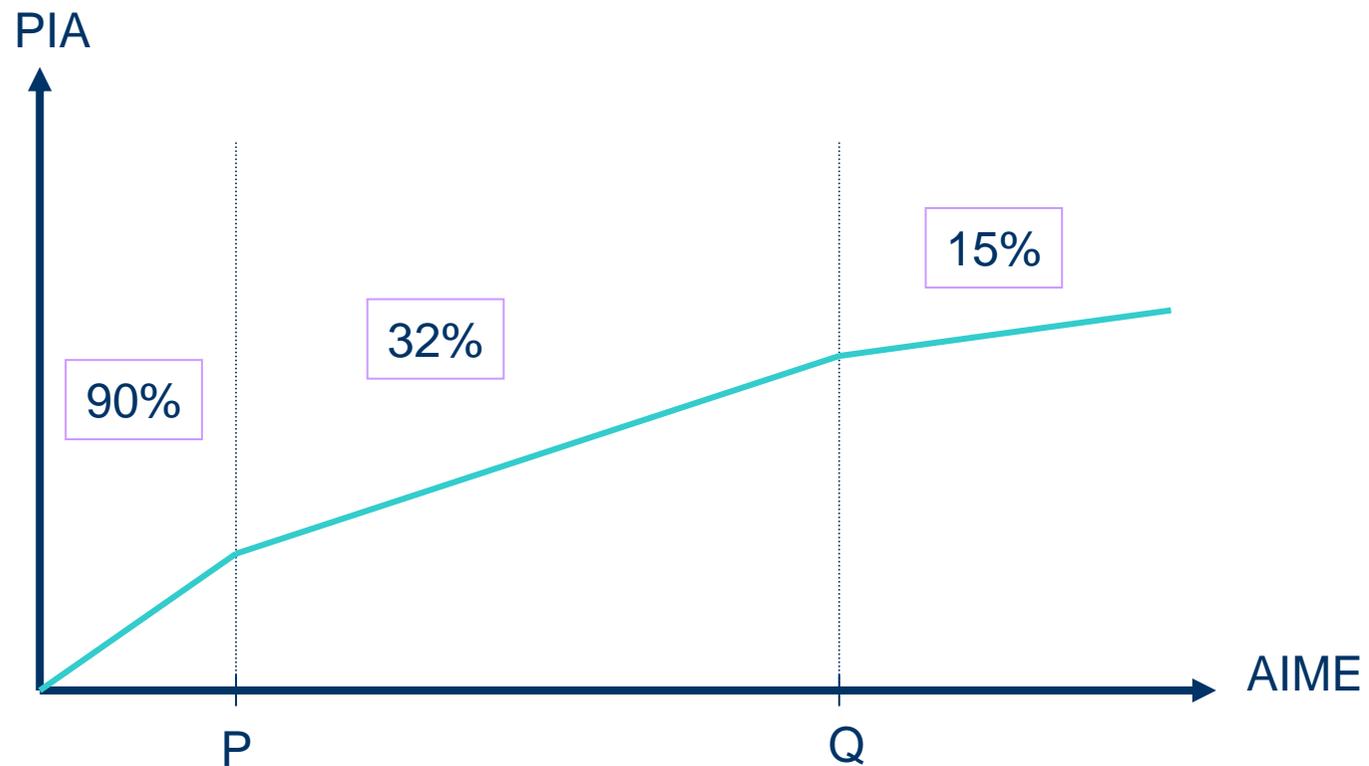
(注)2008年に62歳に到達する者に対してはUSD4,288

① $AIME \leq P$ のとき $PIA = 0.9 \times AIME$

② $P < AIME \leq Q$ のとき $PIA = 0.9 \times P + 0.32 \times (AIME - P)$

③ $Q < AIME$ のとき $PIA = 0.9 \times P + 0.32 \times (P - Q) + 0.15 \times (AIME - Q)$

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(4)



アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(5)

- PIAが本人の老齢年金月額となる
 - －62歳以降の給付額は物価スライド
 - －生涯平均賃金と同額の収入のあった人の代替率は約45%
 - －バンドポイントも収入上限も賃金上昇と平行して動くので平均賃金との比で見れば世代による差はないが、バンドポイントの名目額はコホート固有の値
 - －繰り上げ減額率(繰り下げ増額率)はその者の支給開始年齢に応じて異なる
 - ・支給開始年齢66歳の者・・・月25/48% (2/3%)、67歳の者・・・月30/60(=0.5)% (2/3%)
- 被扶養者年金
 - －PIAの50%の年金額
 - －被扶養配偶者(支給開始年齢に到達してから; 障害者や16歳未満の子供の世話をしている場合は年齢制限なし)
 - －婚姻期間10年以上の離婚した配偶者で未婚の者
 - －18歳未満の子供

OASDIの給付設計の特色

- 所得再分配(バンドポイント制)
- 平均所得の者に対する所得代替率(60歳時点):約45%
- スライド方式
 - ー60歳までグロスの賃金スライド
 - ー62歳以降物価スライド

保険料率

- $12.4\% = 10.6\% (\text{OASI}) + 1.8\% (\text{DI})$
 - 少しでも収入があれば保険料は賦課される
(注)わが国のような非正規雇用をめぐる適用の問題はない
 - 収入上限までの金額に賦課される
- 内国歳入庁が徴収
 - 内国歳入庁は保険料分を優先的にOASDI信託基金に払い込む

OASDIの積立金の運用

- 積立金はすべて非市場性の国債、または財務省への貸付で運用しなければならない
 - －市場金利の動向に応じて金利が約定される
 - －財務省が得たこれらの資金は一般会計に投入され、一般会計で費消される
- OASDI給付の費用として、社会保障税(保険料)収入だけでは賅えず、利子収入を使わなければならない段階が2010年代半ばに到来することが見通されている
 - －一般会計は社会保障基金にクーポンを支払うための現金を用意せねばならない
 - －元本を償還しなければならない段階ではさらに大きな規模の現金を用意せねばならない
 - －財務省は危機感を持っている



基本的な統計

被保険者数、受給者数

- 2008年に社会保障税(保険料)を納める被保険者数(推計): 164百万人
- 受給者数(2008年6月30日現在)

家族のタイプ	受給家族数(千件)	一家族平均受給額(USD;月額)	一家族当たり受給者数
退職した本人のみ	29,240	1,072	1.000
退職した本人および配偶者(ともに62歳以上)	2,295	1,767	2.000
支給開始年齢未満の配偶者と子のいる障害者	75	1,686	3.950
遺族となった配偶者と二人の子供	51	2,219	3.000
遺族となった子供	1,135	941	1.342
遺族となった高齢の配偶者のみ	4,010	1,046	1.000

(資料)SSA Fact Sheet

2007年収支

(単位:億米ドル)

歳入	
社会保障税(保険料)	6,561
その他	1,288
計	7,849
歳出	
給付費	5,849
うちOASI	4,891
うちDI	959
その他の歳出	96
計	5,945
年末積立金額	22,385

(資料)SSA Fact Sheetおよび社会保障信託基金理事会財政報告書



2008年OASDI信託基金理事会財政報告書

2008年財政報告書の概要(1)

- 短期推計(2008－2017)
 - －10年間は十分な財源を確保することができる見通し
 - －積立比率:362%(2008年初)→403%(2017年初)
- 長期推計(2008－2082)
 - －2017年に歳出が社会保障税(保険料)収入を上回る
 - －2041年に積立金が枯渇
 - －積立金枯渇後も同率の社会保障税(保険料)率で運営するとすれば給付を2041年には22%、2082年には25%削減しなければならない

(注)中位推計による見通しである

2008年財政報告書の概要(2)

- これからの75年間では財政は均衡していない
 - － 保険料率換算で1.70%不足

(注)永久均衡方式による不足保険料率は3.2%

- － 給付を2008年初から直ちに11.5%削減すれば75年間は均衡
- － 総合費用率の見通し:11.20%(2008年)→17.50%(2082年)

2008年財政報告書の概要(3)

● 長期推計における主な前提

基礎率	中位推計	低コストケース	高コストケース
合計特殊出生率	2.0	2.3	1.7
2032-2082における死亡率改善率(年率)	0.73	0.32	1.21
2008-2082における国際人口移動 (入国超過数)の平均(千件)	1,070	1,375	790
生産性上昇率	1.7	2.0	1.4
賃金上昇率	3.9	3.4	4.4
消費者物価上昇率	2.8	1.8	3.8
実質賃金上昇率	1.1	1.6	0.6
失業率	5.5	4.5	6.5
積立金の実質運用利回り	2.9	3.6	2.1

2008年財政報告書の概要(4)

- 確率過程を取り入れた将来推計も参考として行っている
- 積立比率の見通しを比べると、中位推計は確率過程を取り入れた推計分布の平均的なところに位置しているが、低コストケースも高コストケースも両端の2.5%ゾーン(2σ)に位置している

財政報告の経済前提の決定過程

- OASDI信託理事会が決定
- 4年に一度Technical Panelが社会保障諮問理事会により任命され、決定方法を見直し、意見を述べた報告書を作成する
- 2007年Technical Panel報告書
 - ー確率過程を取り入れた将来推計やマイクロシミュレーションのような最新技術の開発をさらに推し進めるべし
 - ーより多くの移民があるという前提、平均余命はより大幅に改善するという前提を置くべし

OASDIの財政状況の問題点

- 財政不均衡を早期に解決しなければならない
 - －OASDIは受給者、被保険者とその家族に無くてはならない存在
 - －深い理解に基づいた議論、創造的な思考と早期の法制化により、議会と大統領は社会保障制度が将来世代も保護し続けることを保証できる(2008年社会保障信託基金理事会財政報告書から)



制度改革議論

制度改革議論

- 1994－96社会保障諮問委員会報告
- Moynihan提案
- 社会保障強化大統領委員会報告
- Bushの年金改革案
- 財務省の論点整理メモ

社会保障諮問委員会報告(1)

- 1996年報告書
- 社会保障諮問委員会は1994年改正法により社会保障諮問理事会に改組される
 - －1996年報告書は旧委員会の最後の報告書
- 問題意識
 - －財政の均衡を回復することが望ましい
 - －時間の経過することだけで再び財政不均衡が生じることは好ましくない
 - －損得論にも配慮が必要
 - －人々の制度への信頼を取り戻すべき

社会保障諮問委員会報告(2)

- 委員共通の認識

- －保険料率の引き上げは政治的に支持が得られない
- －世代間の公平性に配慮することは、若年世代における内部収益率の向上を招き、制度の信頼回復に資する
- －現行どおり、スライド制の維持、資産調査なし、一般会計からの財源投入なし、を維持することが好ましい
- －皆年金を目指す
- －支給開始年齢の引き上げを早める

社会保障諮問委員会報告(3)

● 三案の併記

一 現行給付維持案

- ・年金給付への課税強化→この税収は社会保障信託基金に還元される
- ・新規採用の州公務員、地方自治体公務員をOASDIの適用とする
- ・AIMEの計算で35年平均を40年平均とする
- ・2045年に少しだけ保険料を引き上げる
- ・OASDI信託基金の積立金の一部の株式投資を認める

一 個人勘定の上乗せ案

- ・上乗せの個人勘定を作り強制加入とする(運用は政府が行い、個人には複数の選択肢を設ける)
- ・支給開始年齢の引上げの早期化
- ・中高所得層の給付の増加の抑制
- ・AIMEの対象期間の延長、給付への課税強化、地方公務員への適用拡大は現行給付維持案と同じ

一 個人勘定方式への移行案

- ・免除保険料率5%の大きさでの個人勘定による代行(個人勘定は民間の運用商品により運用)
- ・経過費用は増税、国債発行により賅う
- ・支給開始年齢の引上げの早期化
- ・在職老齢年金の給付調整を廃止

Moynihan提案

- 急進的リベラル派には批判的な民主党議員、1983年改正で活躍
- 毎年1%のスライド削減
- OASDI給付に対する課税強化
 - 企業年金並みにする
 - その税収は社会保障信託基金に還元される
- 適用除外になっている州政府職員等への適用
- 給付算定基礎期間を38年に拡大
- 支給開始年齢の70への引き上げ
- 在老の廃止
- 収入上限の引き上げ
- 当面2%ポイント保険料率を引き下げるが、将来の保険料拠出計画も法定する
- 2%の掛け金率による個人勘定を上乗せする(税制優遇、任意加入)

社会保障強化大統領委員会報告(1)

- Moynihanもメンバー、途中で亡くなる
 - －超党派的委員会
 - －しかし個人勘定創設の意見の持ち主のみが選ばれたと批判されている
- 三つの案を報告
 - －共通点は、希望者に対し個人勘定による社会保障給付の一部の代行（個人勘定には最低保証はない）を認めること(社会保障諮問委員会の個人勘定方式への移行案に一番近い)
 - －(第1案)免除保険料率2%による代行
 - －(第2案)PIA算定の際のバンドポイントのスライドを物価スライドで行い、免除保険料率4%による代行
 - －(第3案)死亡率改善分を給付スライドに反映させ、2.5%の免除保険料率による代行

社会保障強化大統領委員会報告(2)

- OACTによりそれぞれの案に対する財政見通し
が作られている

改正案	不足保険料率	支出が保険料収入を上回る最初の年	支出が保険料収入の範囲に再度収まる最初の年	積立金が枯渇する年
現行法(2001年財政報告書)	△1.86%	2016	NA	2038
第一案(国庫補助なし)	△2.18%	2012	NA	2030
・67%が個人勘定を選択	△2.34%	2009	NA	2026
・100%が個人勘定を選択				
第一案(免Pの半分を国庫補助)	△1.57%	2014	NA	2034
・67%が個人勘定を選択				
第一案(免P分を国庫補助)	△0.96%	2016	NA	2042
・67%が個人勘定を選択				
第二案	0.13%	2010	2059	NA
・67%が個人勘定を選択	0.16%	2006	2058	NA
・100%が個人勘定を選択				
第三案	0.02%	2014	2072	NA
・67%が個人勘定を選択	0.07%	2011	2062	NA
・100%が個人勘定を選択				

Bush政権の年金改革案

- 2005年2月
- 個人勘定による社会保障給付の一部を代行する提案
- 財政均衡の回復についてどのような案が作成されていたかは不明
- 支持が得られず立ち消えになっている

財務省の論点整理メモ(1)

- Paulson財務長官の挨拶
 - －公的年金改革問題については、個人勘定と、保険料率について意見が大きく分かれたが、私自身の超党派的な対話から一致する点もたくさんあることに気がついた
 - －すべての人が問題の深刻さを認め、解決のための原則や政策のいくつかについては多くの人が賛同した
 - －この対話を発展させるため、財務省としては共通の基盤に着目し、率直な問題の分析と改革の可能性を示唆する論点整理メモを公表していくことにした
- 財務省の危機感
 - －2008年財政報告書によれば2017年に一般会計が用意しなければならない現金は、USD237億、2020年にはUSD1,068億、2030年にはUSD4,714億と急速に増大する

(参考)

2008年財政報告書による収支見通し

年次	歳入			歳出 (b)	年末積立金	(a)-(b)
	利子以外の収入(a)	利子収入	合計			
2008	702.5	117.1	819.7	623.5	2,434.7	79.0
2009	747.1	125.7	872.8	660.0	2,647.5	87.1
2010	787.3	137.6	925.0	699.6	2,872.8	87.7
2011	826.4	151.1	977.5	743.7	3,106.6	82.7
2012	866.7	165.3	1,031.9	793.4	3,345.2	73.3
2013	908.2	179.7	1,087.8	848.8	3,584.2	59.4
2014	950.1	194.0	1,144.2	908.3	3,820.2	41.8
2015	993.9	208.1	1,201.9	971.6	4,050.5	22.3
2016	1,039.6	222.2	1,261.8	1,039.0	4,273.4	0.6
2017	1,087.1	236.8	1,323.9	1,110.8	4,486.4	-23.7
2020	1,241.6	275.4	1,517.0	1,348.4	5,042.8	-106.8
2030	1,914.1	294.0	2,208.1	2,385.5	5,098.7	-471.4
2040	2,954.5	38.3	2,992.8	3,762.1	227.4	-807.6

財務省の論点整理メモ(2)

● 財務省の主張

— 財政の不均衡はできるだけ早く、かつ、なるべく生涯収入の高い人が多く負担する方法で解消すべきである

- ・過去にさかのぼって解消することは不可能であり、現実的ではないので、現在世代、および将来世代で解消すべき
- ・改革を遅らせるほど世代間の不公平が生じる

● 改革の視点

- 世代間の公平性に配慮すること
- 世代内の公平性を確保すること・・・所得再分配が維持されること
- 給付の十分性を確保すること
- 積立金が本当の役割を果たすこと

財務省の論点整理メモ(3)

- 世代間の公平性を測る指標

$$\text{生涯純給付率} = \frac{(\text{給付現価}) - (\text{保険料現価})}{\text{給与現価}}$$

—生涯純給付率がマイナスの場合、その絶対値を生涯純保険料率と呼ぶ(多くの世代で生涯純給付率はマイナスである)

- 世代内の公平性を測る指標

$$\text{世代内再分配指標} = \frac{\text{当該者の生涯純保険料率}}{\text{平均収入の者の生涯純保険料率}}$$

- 給付の十分性を測る指標

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{給付額}}{\text{21-65歳の間の再評価後平均収入}}$$

財務省の論点整理メモ(4)

- 積立金が本当の役割を果たすための改革案
 - －(第一案)希望する者に対し個人勘定による代行を認める。
 - －(第二案)事務コストの抑制のため、第一案で運用の選択肢は設けない案
 - －(第三案)OASDI信託基金の積立金を株式を含めた資本市場で運用する案
 - －(第四案)OASDI信託基金の積立金を市場性のある国債で運用する案
- 給付水準の削減方法
 - －(第一案)経過措置として一時期物価スライドに切り換える案
 - －(第二案)AIMEの高い部分に物価スライドを適用する案

(注)通常の賃金スライドをした上で実質賃金上昇率で割り戻せば物価スライドになる

AAA社会保障委員長のコメント

- AAA(American Academy of Actuaries)はアメリカ連邦議会や連邦政府に対し、定期的に証言や情報提供を行い、法案等に対しコメントを行う
- Mr. Ken Buffin(Chairman of AAA Social Security Committee)の財務省論点整理メモに対するコメント(No.4までについてのコメント):
 - 非常に重要なテーマであるので、公的年金財政の長期的均衡だけでなく、給付の十分性、優先度、経済政策という観点からもコメントしたい
 - 世代間の公平性の問題は、十分配慮しなければならないが、達成できないかもしれないし、制度の存続可能性にとってそれほど重要な課題ではない
 - むしろ再分配政策の文脈では、社会連帯と給付の十分性を以て制度の公正さ(fairness)を意味するのではないか
 - 論点整理メモで「OASDIは真の終身年金であり、物価スライドが行われ、事務費も少なく済んでいる。強制適用であるため逆選択の問題もない。これは民間の会社では実現できない。」と指摘している点は評価できる。それでも途中で、「保険料率を下げても、その分貯蓄に回るだけだから、個人の老後所得とに影響は少ない。」と述べたりして、混乱している。
 - 論点整理メモでは永久均衡方式による数値をベースに議論すべきとしているが、永久均衡方式の財政見通しは不確実性が増し、政策決定の根拠とするには問題点が多い。また、一方で死亡率が相当程度改善するという前提を置きながら、永久に支給開始年齢を固定した前提で出てくる財政不均衡は現実的な数値ではない。実際には、途中で必ず支給開始年齢の見直しを行うからである。
 - 論点整理メモは事実上給付の十分性について触れていない



カナダ編



カナダの年金制度の概要

カナダの公的年金制度の枠組み



適用

- 老齢保証年金(OAS)
 - 資産調査なしの税方式による定額年金
 - 全居住者が対象
- CPP, QPP(報酬比例年金)
 - 社会保険方式による年金
 - 収入のある18-70歳の被用者(公務員、軍人を含む)、自営業者が対象
 - ・ 年収下限(YBE)より年収の少ない者は適用されない
 - ・ YBE=CAD3,500
 - ・ 一定の宗教団体の聖職者、職員は適用されない
- 所得保障補足年金(GIS)
 - OAS受給者が対象
 - 所得調査つきの税方式による補足年金

給付設計(1)

- OAS

- 1952年導入; 税方式
- 支給要件: 10年以上カナダに居住していること
- 18歳以降40年居住で満額の年金
- 満額の年金月額 = CAD502.83 (2008年1月現在)
(注) 平均年収が約CAD40,000であるので、平均年収の約15%と言える
- 給付は課税される
- 年金額は物価スライド... 賃金に比べ水準は低下
- 高額所得者のOAS給付は削減される (Claw-back制度)
 - ・CAD64,178を超える収入の15%が年金給付額から削減される
 - ・CAD104,903以上の収入のある者にはOASは支給されない
 - ・これらの限度額は物価スライドされる

給付設計(2)

- CPP/QPP

- CPPとQPPは実質的に同じ制度(完全な通算制)
- 受給資格期間: 1年以上の拠出期間があること
- 給付算定手順

- ① 収入上限(YMPE)の過去5年間の平均を作る

- ・ 受給開始年から過去5年の平均である
- ・ YMPE=CAD44,900(2008年)
- ・ 収入上限の平均(MPEA)と呼ばれる

- ② 過去の報酬月額を再評価する

- ・ 再評価率はMPEAをその報酬月額が属する年のYMPEで割った率

- ③ ②で作った報酬月額の平均を作る

- ④ 年金月額 = ③ \times 25% \times min{1, (保険料拠出年数)/40}

- 受給開始後は物価スライド

- 繰上げ、繰下げ受給の際の減額率、増額率は月0.5%

給付設計(3)

● GIS

- CPP/QPPの導入とともに始まった
- まず、OAS の受給者でなければGISは受給できない
- 一年前の収入に応じて支給される(資産調査はない)
 - ・7月-6月の給付額が決定される
 - ・OAS, GISの給付は収入に含まれない
 - ・居住期間10年で満額
 - ・給付額 = $\{(OASの満額 - 実際の受給額) + (満額のGIS) - (収入月額50\%)\} \times \min\{1, (居住年数)/10\}$
- 満額の月額: CAD634.02(単身)、CAD418.02x2(夫婦)
- 金額は物価スライド
- 給付は課税されない
- 国外に移住した者には、移住後6か月間のみ支給される
- 本格的なCPP受給者が出始めて、GIS受給者は減少傾向

CPPの給付設計の特色

- 受給開始までの賃金再評価の方法はドイツのポイントシステムに類似
 - ーただし、平均賃金を基準にするのではなく、収入上限を基準にする点は異なる
 - ー受給開始後は物価スライドである点は異なる
- 毎年の収入上限は比較的低い

保険料率

- OAS:税財源
- CPP/QPP:保険料率=9.9%(労使折半)
 - YBEを超える収入のうちYMPEまでの収入について賦課される
- GIS:税財源

CPP、QPPの財政の自動均衡措置

- 3年ごとの財政検証において財政の均衡が崩れていることが判明し、政治的に解決方法が見出せない場合：
 - －保険料率は、財政の均衡に必要な保険料率と現在の保険料率との差の半分相当の率だけ引き上げる
 - －財政の均衡が回復するまで年金給付のスライドを停止する

CPP, QPPの積立金の運用

- CPPIB/QPPIBで運用を行う
- CPPIB/QPPIBは政府や議会から独立している



基本的な統計

被保険者数、受給者数(CPP,QPP)

- 保険料拠出者数(2002年): 14.9百万人
 - CPP: 11.3百万人
 - QPP: 3.6百万人
- 受給者数(2005年3月末現在): 5.3百万人
- 給付額(2005会計年度): CAD328億
 - CPP: CAD249億
 - QPP: CAD 79億

2005会計年度収支(CPP)

- 年度初積立金 CAD834億
- 収入 CAD431億
 - －保険料収入 CAD301億
 - －運用収入 CAD130億
- 支出 CAD254億
 - －給付費 CAD250億
 - －事務費 CAD 5億
- 年度末積立金 CAD1,011億



CPP第23回財政報告書

CPP第23回財政報告書(1)

- 財政運営の原則

- 将来、年間給付費のおよそ5.5年分の積立金を保有すること
(steady-state funding)

- 給付改善や新しい給付を導入するときにはその財政は完全積み立て方式で運営すること
(incremental full funding)

CPP第23回財政報告書(2)

- 財政運営の原則を実現するCPPの最小の保険料率は9.82%である。
 - －9.82%で運営した場合、積立比率は、2006年の4.1から5.4(2019年)、5.6(2050年)、5.3(2075年)と変化
- 現行の実行保険料率の9.9%で運営した場合、
 - －2007年-2019年の間は、保険料収入だけで十分給付が賄える
 - －2020年以降は運用収入を給付に充てなければならず、例えば2050年には運用収入の31%を給付費に充てる必要と見通されている
 - －積立比率は5.5(2019年)、6.0(2050年)、6.4(2075年)となる
- 保険料拠出者は2007年の12.3百万人から、2050年には15.4百万人に増加する見通し

CPP第23回財政報告書(3)

財政見通しの前提

合計特殊出生率	1.6
死亡率	2000-02カナダ生命表 将来の死亡率改善を見込む
平均寿命(2007) 男子	84.5年
女子	87.7年
65歳の平均余命(2007) 男子	19.3年
女子	22.0年
国際人口移動(入国超過率)	～2015まで 0.50% 2020～ 0.54%
15-69歳の労働力率	74.2%(2030)
15-69歳の雇用者比率	69.9%(2030)
失業率	6.3%
物価上昇率	2.5%
実質賃金上昇率	1.3%
実質運用利回り	4.2%
60歳における退職率 男子	40.0%
女子	45.0%
CPP障害発生率(対千人) 男子	3.1
女子	3.5

CPP 第23回財政報告書に対する外部検証

- 2008年3月19日the CPP Actuarial Review Panelの報告書
 - ー3人のカナダアクチュアリー会正会員が外部検証
 - ー積立水準を2050年まで示していることについて、「専門家ならともかく、一般の人には不適切に積立水準が低いという印象を与えてしまうことは問題である。」との指摘あり
 - ーそのほか12の勧告を行っている
- イギリスGADが3人の選定に当たり、かつ、その報告書について意見を述べている(4月23日)
 - ーいずれもOCAの要請である
 - ーGADは、「首席アクチュアリーやそのスタッフが財政検証を遂行するに十分な経験を有しているか」などの点について報告書は触れていないと指摘

(参考)

イギリスGADが述べている意見

- 次の諸点について外部検証者は意見を述べるべきである：
 - － 首席アクチュアリーやそのスタッフが財政検証を遂行するに十分な経験を有しているか
 - － 実務基準や法令を遵守して財政検証が行われたか
 - － 首席アクチュアリーは財政検証を行うにあたり、必要な情報を入手できたかどうか、また、データに関するチェックや分析は十分行われたかどうか
 - － 報告書の数理的手法や前提は合理的かどうか
 - － 報告書は首席アクチュアリーとそのスタッフの仕事を公正に伝えているかどうか



カナダの公的年金制度の歴史

問題意識

- **カナダの公的年金の特色**
 - －老齢保障年金(OAS)が税方式であること
 - －CPPの積立度合いを途中で上げ始めたこと
 - －OASもCPPも創設が比較的新しいこと
- **これらの特色の由来を調べること**

老齡年金法(1927年)成立まで

- カナダの工業化は比較的遅かった
 - 19世紀末はまだ農業国・・・大家族制が維持されていた
- 20世紀に入り工業化が進展
 - 人口の都市集中、困窮化する高齢者の増加
 - ・ poorhouseに収容される高齢者の急増
 - ・ 「貧困は個人や家族の責任」という考え方が根強く残る
 - 第一次世界大戦でさらに工業化が加速(軍需景気)
 - ・ しかし高齢者の仕事は減少→多くの高齢者は困窮生活を送る
- 第一次世界大戦の終了とともに傷痍軍人や戦没者遺族に対する補償給付が始まる
 - 国の経済発展に貢献した高齢者を扶助すべきという機運を生み出す
 - 老齡年金法の成立

老齡保障年金法(OAS;1951年)の成立まで(1)

- 1927年老齡年金法の特徴

- 税財源による所得・資産調査つき年金給付

- 州政府が実施

- ・州政府は受給者が死亡すると残された財産から給付費相当分を回収することが可能
- ・所得・資産調査の基準は州政府によりまちまち
- ・連邦政府は各州政府の費用の半額を負担(財源は1917年に開始された所得税)

- 1927年老齡年金法の問題点

- 所得・資産調査は屈辱的

- 給付申請者の子供たちには扶養能力が無いことを証明する必要があったが、時には州の担当官が扶養しようとしないう子供を訴えることを勧めた

- 受給者の死亡の際に残された財産から費用が回収された

- 大恐慌の影響

- 失業者の爆発的増大→高齢者の貧困問題と合わせて貧困全般の解決が国家的課題となる

老齡保障年金法(OAS;1951年)の成立まで(2)

- 1930年代終わりに第二次世界大戦が始まると、再び軍需景気で経済が活況を取り戻す
 - ー豊かになる現役層の増加
 - ーしかしインフレなどにより多くの高齢者は貧困のまま取り残される
 - ーより効果的な老齡保障制度を模索する議論続く
- 1952年老齡保障年金(OAS)制度の施行
 - ー所得・資産調査のない税財源の制度
 - ー憲法改正を伴う(老齡保障を連邦政府も行えるように)
 - ーアメリカの社会保障制度を取り入れる意見もあったが、社会保険方式であれば給付の効果が出るまでに時間が掛かるために、税財源で給付を行い、すぐに効果を出すことが必要と判断された
 - ←高齢者の貧困の解消が喫緊の課題だった

(参考)

アメリカ社会保障法準備段階での拠出制・無拠出制に関する議論(SSA資料)

- 1934年F.ルーズベルト大統領が経済保障委員会(CES)を立ち上げ
- 社会保険方式と税方式を比較
- 個人に与える影響が二つの方式で異なることを指摘
- 税方式
 - ー政府は費用のコントロールがよくなるメリットがある
 - ーしかし、差別感情や資産調査のためにためらう人も多く、政策効果が薄くなる可能性がある
 - ーまた、一部の人に貯蓄をしないことや働かないことを選択させるモラルハザードがある
 - ー多くの納税者にとって自分に関係のない給付のための財源を拠出することに抵抗感が生まれる可能性がある
- 社会保険方式
 - ー権利としての給付を支給することになり、差別感情が生まれにくい
 - ーモラルハザードも生じない
 - ー諸外国でも、資産調査への抵抗感や、権利としての給付が望ましいことから、税方式から社会保険方式へのシフトが起こっている

CPP,QPPの成立(1966年)まで

- 「人生における経済リスクに対し、保障されるべき」という考え方が次第にカナダで普及
 - －1957年医療保険制度の導入
 - －ILOの影響
 - 「OASだけでは不十分」という意見が強まる
- 1957年クラーク委員会報告
 - －アメリカ社会保障制度の調査
 - －人口構造、経済構造が異なるので同様の制度を取り入れることはできないが、障害年金、遺族年金を取り入れることはよい
 - 憲法改正への動きが出る
- 1963年すべての政党が制度改革案を発表→政府は改革へ動く
- 1964年ケベック州が独自の拠出制年金(障害、遺族年金を含む)を導入する計画を表明
 - －Quebec's quiet revolution
 - －オンタリオ州が連邦政府に協力することを発表・・・CPP成立の決定的要因となる
- 憲法改正とともにCPP/QPPが成立
 - －CPP/QPPの恩恵を受けることができない人のために所得調査付きのGISが導入される

その後の改正(1)

● Claw backの導入(1989年改正)

— 連邦政府の財政難の折から予算の抑制のために導入された

— 1970年代、80年代には繰り返し景気後退局面が現れた

- ・2桁のインフレ、失業率の増大
- ・政府は大きな財政赤字を抱えるようになる
- ・貧困状態にある高齢者数が減らなかった(特に単身高齢女性、低賃金労働者、障害者)
- ・女性やアボリジニの均等処遇が重要政策課題になった

その後の改正(2)

● 1998年改正の要因

－連邦政府、州政府ともに大きな財政赤字を抱えていた

(注)連邦政府の赤字は1996年当時GDPの69%であった

－米・英の影響で税金の軽減を求める世論が強くなった

－人口の急速な高齢化で公的年金制度の持続可能性を危ぶむ声が強くなった

－CPPの積立金が減少した

－CPPのアクチュアリーが、制度をこのまま維持した場合、将来の保険料率が14.2%まで上がるという見通しを公表した

・CPPの保険料率:3.6%(1966年-1984年)、6%(1997年)

その後の改正(3)

- 1998年改正の内容

- 給付の9.3%削減

- 保険料率を6%(1997年)から9.9%(2003年)に引き上げ

- 積立金の運用を効率的な運用に切り替える

- ・それまでは州政府債が主な投資先であった

- 自動均衡措置の導入



まとめ

まとめ

- 財政再計算と財政検証
- 財政運営の考え方について
- 積立金の効用

財政再計算と財政検証

- 定期的な財政検証は規律ある制度運営に資する
- 規律の保持への貢献という意味では、財政再計算の方がより強力
 - －アメリカの例
 - －政治的に難しい環境にある

財政運営の考え方

- 世代間の公平性の定義
 - ー様々な角度から検討する必要あり
- 永久均衡方式と有限均衡方式
- 積立金の効用と社会保障制度
 - ーアメリカの運用方法は問題が大きい。しかしこれも議論をした上での選択(財務省の論点整理メモでは再度俎上に上がっている)



ご清聴ありがとうございました。